

指名停止措置の概要

## 1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	法人番号	住所
株式会社ソニック	4013101001861	東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎東松原10-22

## 2 指名停止措置期間

令和5年1月27日～令和5年2月26日（1ヵ月）

## 3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

## 4 事実概要

株式会社ソニックの元役員ら3人は、令和2年7月1日、潜水艦など軍事用途に転用可能な高性能ソナー（水中音波探知機）を無許可で横浜港から輸出したとして、兵庫県警などから令和3年11月17日、外国為替及び外国貿易法違反の容疑で逮捕され、うち1人は同年12月に略式命令を受けた。

## 5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第2第15号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方としては不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内